

日本国内の大学医学部・医療機関における文書管理規程の作成状況に関する調査

藤本大士

日本学術振興会特別研究員 PD（受入機関：京都大学大学院）

● 背景

・全国の大学医学部および医療機関では、医療に関する記録が日々多く生み出されている。とくに、2009年に「公文書等の管理に関する法律」（通称、「公文書管理法」）が公布されたことをうけ、各機関では文書管理規程の作成が進み、その規程に則して適切に保存・移管・廃棄がなされていると思われる。

・しかし、依然として、医療記録のアーカイブ化は体系的におこなわれてはいないと考えられる。そのため、現在、各機関で文書管理がどれほど整備されているかを確認することを通じ、今後の日本で医療記録の移管・保存・公開を体系的に進めていくための課題と方針を考える手がかりを得たい。

● 目的

・現在、日本国内の大学医学部および医療機関において、どれほど文書管理規程が作成されているかを調査する。

● 対象

・日本国内の国公立・私立大学医学部および附属病院のすべてと主要な国公立・私立病院。

● 方法

・大学や医療機関の名称と「文書管理」などを組み合わせてインターネットで検索し、各機関の文書管理規程がインターネット上で公開されているかどうかを調べた。

・医療機関のリストアップにあたり、「全国病院事業管理者協議会」や「日本病院会」のホームページに掲載されている情報を参考にした。

● 結果

・すべての国立の大学医学部・医療機関で文書管理規程がつくられている。
・公文書管理法の制定前より文書管理規程がつくられている大学もいくつかあった。

・私立の大学医学部・医療機関の文書管理規程は、インターネット上では存在を確認できなかった。

・なお、私立の大学医学部におけるアーカイブズの現状については、福武による論文（福武亨「私立医科大学アーカイブズの現状と課題——愛知医科大学アーカイブズの事例を中心に」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』16号（通巻51号）、2020年、93-109頁）があり、参考になる。

・国立病院については、独立行政法人国立病院機構が公文書管理法に基づき、「独立行政法人国立病院機構法人文書管理規程」を作成している。そのため、同機構の国立病院は同規程に基づいて、文書管理をおこなっていると考えられ、各病院が個別に文書管理規程をつくってはいないと思われる。

・各国立病院では、上記規程に基づき情報公開がおこなわれている。

・独立行政法人地域医療機能推進機構の公立病院については、同機構が公文書管理法に基づき、「独立行政法人地域医療機能推進機構法人文書管理規程」を作成している。そのため、同機構の公立病院は同規程に基づいて、文書管理をおこなっていると考えられ、各病院が個別に文書管理規程をつくってはいないと思われる。

・同機構の公立病院では、上記規程に基づき情報公開がおこなわれている。

・地方独立行政法人あるいは自治体が経営主体となっている公立病院については、病院が所在する場所の条例などに基づいて、文書管理規程が作られている場合がある。ただし、インターネット上で公開されているものは少ない。

・労災病院については、独立行政法人労働者健康安全機構が公文書管理法に基づき、「労働者健康安全機構法人文書管理規則」を作成している。そのため、同機構の労災病院は同規則に基づいて、文書管理をおこなっていると考えられ、各病院が個別に文書管理規程をつくってはいないと思われる。

- 考察

・今回の調査はインターネット上の情報のみによるため、実際に文書管理規程が制定されていても、規程がインターネット上にアップロードされていない場合もあると考えられる。そのため、今後は、各病院・医学部に個別に問い合わせをおこない、文書管理規程の策定・運用状況を調査していく必要があるだろう。